

託児サービスの提供について

1 託児サービス利用対象者

- (1) 訓練生のうち、就学前の児童の保護者であって、訓練を受講することによって、当該児童を保育できない者、かつ同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者とする。
- (2) 就学前の児童とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次のア、イに分類されること。
 - ア 乳児:満1歳に満たない者
 - イ 幼児:満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合、訓練生募集の際に周知すること。
- (4) 幼稚園に通っている児童の夏季休暇等の期間が訓練期間と重なるため、一時的に託児サービス利用対象者となる場合であって、託児サービス提供機関の対応が可能な場合は、状況に応じて利用対象者となり得る場合がある。この場合は、速やかに学院に報告すること。

2 託児サービスの提供内容

上記1の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号)を満たす保育内容を提供すること。

3 託児サービスの提供方法

託児サービスは、委託先機関自ら又は委託により提供すること。

なお、託児施設は、近隣で提供するものとし、原則として訓練生が託児施設まで児童の送迎を行うこととする。

4 託児サービス提供機関の選定基準

次の(1)～(4)の基準について、いずれにも該当する機関であること。

- (1) 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。
 - ア 保育所(保育所型認定こども園を含む)(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満た

しているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。)

イ 小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)

ウ 家庭的保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)

エ 幼保連携型認定こども園(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。)

オ 認可外保育施設(幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む)(認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。)

カ 一時預かり事業を行う施設(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に規定する基準を満たしているものに限る。)

- (2) 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること(保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの)。
- (3) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。
- (4) (1)～(4)のほか、託児サービス提供施設所在地の都道府県において別途基準等を定めている場合は、これを遵守すること。

5 託児サービスの利用料

ア 訓練生の託児サービス利用料は、無料とする。

イ 授乳・補水補助については、託児サービス提供内容に含むものとする。

ウ 託児サービス利用料に含まれない食事・軽食(ミルク、おやつを含む)代、おむつ代等、実費分については、訓練生の負担とする。

6 託児サービスに係る訓練生への周知

託児サービス提供内容及び訓練生の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において訓練生に周知すること。

7 その他

- (1) 託児サービスの提供が実施できるよう、託児サービス提供機関に当該訓練コースに係る託児定員数を確保すること。なお、託児サービス利用希望者がいない場合は、託児サービスの提供を実施しない。
- (2) 託児サービスの実施に当たっては、託児サービス日誌(仕様書様式第31号)を参考とし作成の上、実績報告の際に添付すること。
- (3) 訓練実施報告書提出の際は、託児サービス利用状況及び費用の内訳が分かる書類(託児サービス日誌及び利用料金請求書等)を提出すること。